

うなぎ稚魚漁業

1 制限措置

規則第 12 条第 1 項に規定する制限措置は以下のとおりとします。

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業者の数	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業（たも網及びすくい網）	三重共第1・2号共同漁業権漁場内	1月1日から 4月30日	1人	伊曾島漁業協同組合
	三重共第4号共同漁業権漁場内		1人	四日市市漁業協同組合
	三重共第5号共同漁業権漁場内		1人	鈴鹿市漁業協同組合
	三重共第6号共同漁業権漁場内 ただし、津市島崎町大字上浜志登茂川口南端堤防上 標木と前述の標木から69度20分の方位線と対岸との交 点を結んだ線より上流の区域を除く。		1人	白塚漁業協同組合
	三重共第7・8号共同漁業権漁場内		1人	松阪漁業協同組合
	三重共第9・10・11・12号共同漁業権漁場内		1人	伊勢湾漁業協同組合
	三重共第46・58号共同漁業権漁場内		1人	鳥羽磯部漁業協同組合
	三重共第68・69・70・72・73・74・75・76・77・78・ 79・80・81・82・83・84・85・86・87・88・89・90・ 91・92・93・94・96・100・103・106・107・108・112 ・113・117・118・119・120・121・122・123・124・ 126・127・129・131・133・134・136・138・140・146 ・147・148号共同漁業権漁場内 ただし、北牟婁郡紀北町赤羽川にかかるJR東海紀勢 本線鉄橋（赤羽川橋梁）下流端の線から上流区域を除 く。		1人	三重外湾漁業協同組合

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業者の数	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業（たも網及びすくい網）	三重共第149・150・151・152・154号共同漁業権漁場内	1月1日から 4月30日	1人	熊野漁業協同組合
	三重共第155・156号共同漁業権漁場内		1人	紀南漁業協同組合
	三重内共第8号共同漁業権漁場内 ただし、松阪市東久保町にかかる大平橋下流端の線から下流の区域を除く。		1人	櫛田川第一漁業協同組合
	①三重県内の海面及び河川の共同漁業権漁場区域を除く海面及び河川の区域。 ②津市島崎町大字上浜志登茂川口南端堤防上標木と前述の標木から69度20分の方位線と対岸との交点を結んだ線より上流の区域。 ③次のキ、基点3、クの各点を順次結んだ直線から松阪市東久保町にかかる大平橋下流端の線までの区域。 基点3 松阪市松名瀬町字中村堤防止 キ 3から275度の方位線と対岸との交点 ク 3から 95度の方位線と対岸との交点 ④紀宝町井田・鵜殿境界の梶鼻東島頂上、鵜殿港東防波堤南西角、水突岩頂上から210度00分、1,550メートルの点、同頂上から218度00分、1,550メートルの点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線で囲まれた区域のうち、和内共第1号の共同漁業権漁場を除いた区域。		1人	県内に事務所を有し、県内の養鰻業者と受給契約を結ぶ法人

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業者の数	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業（ふくろ網）	五十鈴川のうち、次の①から③を除いた区域。 ①ＪＲ東海参宮線鉄橋上流側直下より下流 ②江川分岐点（五十鈴川右岸）堤防角から325度方位線より上流 ③伊勢市二見町三津、引舟橋上流側直下より下流の江川	1月1日から4月30日	1人	県内に事務所を有し、県内の養鰻業者と受給契約を結ぶ法人

2 申請すべき期間

規則第12条第1項に規定する許可を申請すべき期間は、令和7年10月15日から同年11月14日までとします。